

委 託 設 計 書						委託方法	請負
所属部課名		街づくり部 みどりと花の課		設計年月日		令和 8年 1月 日	
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当 設計者
委託名称		街路樹枯枝等除去委託					
委託場所		松戸市内一円					
年度科目		令和 8年度	委託期間		自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日		
委託価格		一金	円(単価合計)		設計内容審査済		

## 內訛表

街路樹枯枝等除去

第 1 表

## 造園工

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.0			R01
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 2 表

## 普通作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1.0			R02
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 3 表

## 軽作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人	1.0			R03
経費		%				
**1日当たり**						

第 4 表

## 交通誘導員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人	1.0			R08
経費		%				
**1日当たり**						

第 5 表

普通トラック運転工

2t

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通トラック損料		h	6.0			M01
軽油		L	23.4			T01
経費		%				
**1日当たり**						

第 6 表

リフト車

12m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
リフト車損料	ブーム型(直伸・屈折式)12m	h	6.0			M05
軽油		L	21.6			T01
経費		%				
**1日当たり**						

第 7 表

リフト車

17m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
リフト車損料	ブーム型(直伸・屈折式)17m	h	6.0			M32
軽油		L	21.6			T01
経費		%				
**1日当たり**						

第 8 表

リフト車

22m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
リフト車損料	ブーム型(直伸・屈折式) 22m	h	6.0			M33
軽油		L	24.6			T01
経費		%				
**1日当たり**						

第 9 表 クレーン付トラック運転工 4t積 2.9t吊

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
クレーン付トラック損料	4.0t積 2.9t吊	h	6.0			M12
軽油		L	31.8			T01
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 10 表 チェーンソー運転工 350mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	2.28			T02
チェーンソー損料	350mm	日	1.00			M06
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

# 街路樹枯枝等除去委託仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書及び本仕様書によるものとする。

## 第1章 本委託業務の目的

### ＜第1条＞

本委託業務は、街路樹の枯枝や折れて落下する恐れのある枝等を除去することで、市民の安全な生活に寄与することを目的とする。

## 第2章 作業場所

### ＜第2条＞

作業場所は松戸市の管理する街路樹(図面参照)とする。

## 第3章 作業内容

### 第1節 枯枝等の除去

#### ＜第3条＞

樹木の健全育成を促すとともに、枝の落下等による事故を防止し、市民の安全な生活に寄与すること。

#### ＜第4条＞

枯枝等の除去

除去作業は、市担当者の指示により実施するものとし、その際は下記の状況またはそれに近い状況にある枝の切除を行うこと。

- ・枯枝

- ・病害虫の発生や樹勢の衰え等により、回復する見込みのない枝

- ・腐朽、キノコ、害虫による穿孔等の発生により、折れて落下する恐れのある枝

- ・水平方向に徒長している等、力学的バランスが悪い枝

#### ＜第5条＞

切除した際に、切り口が大きい場合には殺菌剤を塗布し、腐れ、病気を予防すること。

#### ＜第6条＞

作業は周辺樹木、施設、工作物等に損傷が起きないように注意して行うこと。

#### ＜第7条＞

別業務と作業場所が近接する場合は、日程調整をおこなう等受注者間で十分に協議のうえ、道路交通等に配慮して作業を行うこと。

## 第2節 発生材の処理

### ＜第8条＞

本委託業務により発生する切除枝等については、分別を行い適正な処理をすること。また、処分した発生材の計量伝票(重量記載)の写しを報告書と一緒に提出すること。

### ＜第9条＞

発生材の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

### ＜第10条＞

処分量は16, 500kgを予定数量とする。

## 第4章 その他

### 第1節 作業班の構成

#### ＜第11条＞

作業班の構成は、造園工1人、普通作業員2人、交通誘導員2人、トラック1台、リフト車(22m)1台、チェーンソー2台を基本とする。ただし市が必要と認めた場合は作業班の構成を変更することができる。

### 第2節 作業時間

#### ＜第12条＞

作業時間は当日の作業に要する時間に加え、作業の準備に要する時間、作業の後片付けに要する時間を含めた時間とし、昼休み1時間を除いた計8時間とする。

#### ＜第13条＞

作業の開始時間と終了時間は、原則として午前8時から午後5時とするが、市が認めた場合は変更することができる。

### 第3節 予定作業日数

#### ＜第14条＞

造園工1人、普通作業員2人、交通誘導員2人、トラック1台、リフト車(22m)1台、チェーンソー2台の作業班構成により年間60日を予定作業日数とする。

### 第4節 安全対策

#### ＜第15条＞

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

#### <第16条>

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

#### <第17条>

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

### 第5節 作業報告

#### <第18条>

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、その日の作業状況について報告すること。

#### <第19条>

報告書の作成に当たっては、作業日毎に、作業日報及び当日の代表的な作業の作業前・中・後の写真帳を作成し、各月末に提出すること。

#### <第20条>

作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・作業時間
- ・天気
- ・作業班構成(作業員名含む)
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理(量、内容、搬出先)
- ・市連絡担当者名

#### <第21条>

受託者は各月末までに翌月に行う作業の予定を市担当者に報告し、市担当者の承認を受けること。

### 第6節 記録写真

#### <第22条>

作業を行う際には、各作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。

#### <第23条>

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称

- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況
- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
- ・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

#### ＜第24条＞

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

### 第7節 休日の作業

#### ＜第25条＞

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

### 第8節 関係法規の遵守

#### ＜第26条＞

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

### 第9節 疑義の解決

#### ＜第27条＞

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

### 第10節 地元住民の対応

#### ＜第28条＞

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

### 第11節 本仕様書に記載のない事項

#### ＜第29条＞

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

## 標準年間管理計画表(街路樹枯枝等除去)

## 松戸市 街路樹配置図



NO.	樹種	低木	NO.	樹種	低木
61	クスノキ	オオ	81	ケヤキ	
62	ヤマモモ	オオ	82	マテバシイ	オオ
63	クスノキ	オオ	83	クスノキ,エンジュ	
64	ソメイヨシノ		84	ソメイヨシノ	サツ
65	イチョウ		85	ハナミズキ	サツ
66	トウカエデ	オオ	86	ハナミズキ	オオ
67	アメリカフウ	オオ	87	ハナミズキ	サツ
68	ソメイヨシノ	オオ	88	トノキ	アベ
69	トウカエデ	オオ	89	ハナミズキ	サツ
70	トウカエデ	オオ	90	ハナミズキ	オオ
71		ドウ	91		ドウ
72		ドウ	92		オオ
73		ドウ・ハク	93	アキニレ	オオ
74		ハナミズキ	94	ハナミズキ	
75	トノキ,ハナミズキ	オオ	95		ユキ他
76	ユリノキ		96	ハナミズキ	ドウ・オオ
77	ニセアカシア,ハナミズキ		97	ユーカリ	
78	ニセアカシア,ハナミズキ				
79	ケヤキ	オオ	99		オオ
80	ケヤキ	オオ			

NO.	樹種	低木	NO.	樹種	低木	NO.	樹種	低木
1	トノキ		16	クスノキ	オオ	31	アメリカフウ	
2	アンス		17	ソメイヨシノ		32	ヤマモモ	
3	マテバシイ	オオ	18	イチョウ		33	プラタナス	オオ
4	ケヤキ	オオ	19	ニセアカシア	オオ	34	カツラ・カイフキ	オオ
5	ケヤキ	オオ	20	サトザクラ		35	キョウチクトウ	シャ
6	ソメイヨシノ		21	ケヤキ	ドウ・オオ	36	コブシ,サルスベリ	オオ
7	トウカエデ		22	タイワンフウ		37	トノキ	オオ
8	ケヤキ		23	ソメイヨシノ		38	ナンキンハゼ	ハマ
9	アメリカフウ		24	アメリカフウ		39	ナンキンハゼ	ハマ
10	トノキ	オオ	25	ソメイヨシノ		40	キョウチクトウ	オオ・ウバ
11	エンジュ,カツラ		26	アメリカフウ	サツ			
12	ユリノキ	オオ	27	トウカエデ	オオ	42	マテバシイ	オオ
13	マテバシイ	オオ	28	イチョウ		43	クスノキ	オオ
14	マテバシイ	オオ	29	イチョウ	オオ	44	オオシマザクラ	
15	イチョウ	オオ	30	トノキ		45	ソメイヨシノ	

低木 アベ:アベリア ウバ:ウバメガシ オオ:オオムラサキツツジ サツ:サツキツツジ シャ:シャリンバイ ドウ:ドウダンツツジ ハク:ハクチョウゲ ハマ:ハマヒサカギ ネズ:ネズミモチ ユキ:ユキヤナギ レン:レンギョウ